

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客・従業員・地域社会等の各種のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う仕組みであるコーポレート・ガバナンスの強化が、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために重要であるとの認識に立ち、そのための経営体制の実現に取り組んでおります。

そして、このような観点から、当社では、独立社外取締役や独立社外監査役を主体とした取締役会及び監査役会を構成し、「取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能の分離」、「取締役会の強い独立性」、「取締役会の監督機能の強化」、「独立社外取締役と監査役会の密接な情報共有と連携」等を図っております。

また、その実現に当たっては、基本的な考え方の基盤となる企業の行動規範が重要であり、これをFPGグループコンプライアンス・ポリシーに以下のとおり定め、これに基づいて役員が行動してまいります。

- (1) 金融分野における「真のプロフェッショナル」を目指します。
- (2) 常に自己変革に努め、先進的・革新的な専門技術の習得に努めます。
- (3) 法令諸規則等の社会規範を遵守し、その趣旨に沿って公明正大な企業活動を行います。
- (4) お客様のニーズにかなう商品・サービスを適切な情報とともに提供します。
- (5) 全ての関係者の人格、多様性を尊重し、十分なコミュニケーションを心掛けます。
- (6) 反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、あらゆる関係を排除します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4】

当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の相当程度を行使戴いており、第15期定時株主総会からは、議決権行使ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使の方法を採用するなど、株主の皆様による議決権行使の環境が十分に整っております。今後、海外投資家の比率等を考慮しながら、招集通知の英訳を検討してまいります。

#### 【補充原則4-1-3】

取締役会は、当社が持続的な成長を続けていく上で、代表取締役社長の後継者計画は重要課題であると認識しております。現在のところ、具体的な後継者計画の策定までには至っておりませんが、取締役会では、当社の経営トップに求められる資質、知見等につき、定期的に議論を重ねております。

#### 【補充原則4-2-1】

執行役員の報酬については、業績に応じて変動する年俵及び賞与で構成されており、2018年3月には執行役員も対象とする自社株報酬制度を導入し、議決権制限付株式(Restricted Stock)を付与しましたが、これは当社の持続的な成長が報酬に反映される健全なインセンティブとして機能することを意図したものです。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】 政策保有株式

当社では、戦略的意義を有する投資を除き、取引関係の維持等を前提とした政策保有株式はございません。

戦略的意義を有する投資については、取締役会においてリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを十分に検討したうえで投資の可否を判断しております。また、実施された戦略的投資については定期的にモニタリングを行い、議決権の適切な行使や継続保有の可否について判断しております。

#### 【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は、関連当事者との取引については、会社法に基づき、取締役会の承認を得なければならない旨を職務権限規程で定めております。また、その取引実績については、取締役会へ報告するとともに関連法令に基づき適切に開示しております。

#### 【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定拠出年金(企業型)のみ導入しており、企業年金は有しておりません。確定拠出年金(企業型)においては、実績の高い運用機関および運用商品を選定しております。

#### 【原則3-1】 情報開示の充実

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下のとおり情報開示の充実に努めております。

- (1) 当社の経営理念や経営戦略につきましては、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。

(<https://www.fpg.jp/company/philosophy.html>)

(<https://www.fpg.jp/ir/kessan.html>)

- (2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、本書の「基本的な考え方」および有価証券報告書等にて開示しておりま

す。(https://www.fpg.jp/ir/yuho.html)

(3)取締役の報酬の決定方針と手続は、本書の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しております。経営陣幹部たる執行役員の報酬については、中長期的な会社の業績や持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるように決定しております。

(4)経営陣幹部の選解任に当たっては、規程により明確化された手続および選解任基準に従って、過半数が独立社外取締役で構成される取締役に於て審議の上、決定しております。また、取締役・監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するに当たっては、規程により明確化された手続および選任基準に従って、取締役会にて審議の上決定しております。なお、監査役選任議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

(5)経営陣幹部たる執行役員の個々の選任に当たっては選任理由を取締役に於て説明を行っております。取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。経営陣幹部たる執行役員の個々の選解任の理由については、現在は開示しておりません。

#### 【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令、当社取締役会規程、稟議規程及び職務権限規程において取締役会への付議が必要とされている事項以外は、業務執行の決定権限を代表取締役及び執行役員に委任しております。

#### 【原則4-8】独立社外取締役の有効活用

当社は、取締役5名のうち3名を、企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い知見を有する独立社外取締役として選任しており、客観的な視点から適切な意思決定と経営に対する監督を行っております。

#### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の選任に当たり、会社法及び取引所が定める「独立役員」の独立性基準(取引所「上場管理等に関するガイドライン」)に準拠し、企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い知見に基づき客観的に当社の経営監督を担える方を選任することを基本的な考えとしております。

#### 【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、金融、IT、会計士、弁護士等、多様な業界・業種出身者から構成され、女性及び外国人の取締役を登用するなどジェンダーや国際性の面を含む多様性にも配慮しております。取締役会の人数は実質的な議論を可能とするため、あえて少人数規模にとどめております。取締役候補者については、規程により定められた手続及び基準に基づき、企業経営や専門分野の豊富な経験と幅広い知見等を有する適切な人材を充てることとしております。

#### 【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役を取締役会又は監査役会への出席状況及び他の上場会社の役員を含めた兼職状況は定時株主総会招集通知にて開示しております。

(https://www.fpg.jp/ir/soukai.html)

#### 【補充原則4-11-3】

2018年9月期(2017年10月1日～2018年9月30日)を評価対象期間として取締役会の実効性を分析・評価するにあたり、定例取締役会(2018年10月15日開催)において協議のうえ定めた「自己評価アンケート(記名方式)」に基づいて、すべての取締役・監査役が自己評価を実施いたしました。

なお、アンケートは各設問に対して、1～5段階評価の選択肢の中から回答する方式と自由記述方式を併用しました。

アンケート結果によると、全設問21項目中18項目の評価平均点が前年度よりアップしており、取締役会の実効性としては概ね向上したという結果が得られました。

それぞれの評価項目及びそれに対する自己評価結果の概要は次のとおりです。

##### (1)取締役会の規模・構成について

役員構成の割合については、社外取締役が取締役会の過半数を占めているという点を評価する回答が多く見られました。

##### (2)取締役会の運営について

開催頻度、審議時間などの各設問については、概ね肯定的な回答が多く見られました。一方で、議案の重要性の度合いに応じて審議時間の配分にメリハリをつけるなどの工夫を望む意見がありました。

##### (3)取締役会の審議について

議題(付議事項)の範囲や各議案の審議に関する取締役と監査役それぞれの貢献については、概ね肯定的な回答が多く見られました。特に海外子会社を含めたグループ経営のモニタリングについては、実効性が向上したとの意見がありました。

##### (4)社外取締役との連携及び支援体制について

取締役会以外での社内外取締役のコミュニケーションについて、概ね肯定的な回答が多く見られました。

##### (5)株主への対応について

株主とのコミュニケーションに関する情報提供、株主還元策等への議論、IRを通じた株主への情報発信については、肯定的な意見と改善を望む意見の両方が見られました。改善を望む意見としては、株主との対話重視という観点から、株主に対する情報発信の質の向上と取締役会へのIR活動のフィードバックの一層の充実を望むというものでした。

上記結果を受けて、取り組むべき課題として、以下の事項を認識いたしました。

・経営戦略や経営計画など重要性の度合いが高い案件については、議論をより一層深めるための十分な時間の確保とフォローアップの慣行化を推進していくこと。

・株主との対話重視という観点から、株主に対する情報発信の質の向上と取締役会へのIR活動のフィードバックの一層の充実を図ること。

#### 【補充原則4-14-2】

当社では、各取締役及び各監査役には、その役割・責務を果たすために必要とする知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の負担を行うとともにその知識を継続的に更新するため、必要に応じて外部のガバナンスに関する知識の取得が可能となる体制を整備しております。

#### 【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために株主との建設的な対話を促進することが重要と考えております。そのため、広く情報公開に努め、適時適切で公平な情報開示を行い、企業活動の透明性を確保することを基本方針としており、この方針の下、以下の取り組みを行っております。

(1)経営企画部にIR担当を置き、経営企画部担当執行役員をしてIR活動の統括を行っております。

(2)個人の株主や投資家に対しては、適宜会社説明会を開催することで当社に対する理解度の向上に努めております。

(3)法人の株主や機関投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともにカンファレンス(海外を含む)や個別の面談を行っております。

- (4)当社ウェブサイト上にIRについての問合せ用メールアドレス、電話番号を開示しており、株主、投資家からの問合せを適宜、受け付けており、速やかに回答しています。
- (5)インサイダー情報管理については、グループ共通の「内部者取引防止規程」を定め、グループ各社の役員及び従業員に遵守を徹底することで、重要な事実の適切な管理と内部者取引の未然防止に努めています。
- (6)フェア・ディスクロージャーの観点から、未公表の重要事実及び確定的な決算情報を重要情報として管理し、重要情報の公表が義務付けられるときは、適正な公表を行います。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HTホールディングス株式会社	24,300,000	26.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,835,400	7.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,725,800	3.02
谷村 尚永	2,199,600	2.44
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,353,900	1.50
B B H (LUX) F O R F I D E L I T Y F U N D S P A C I F I C F U N D	1,285,500	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,400,502	1.36
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,033,200	1.15
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,007,373	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	951,600	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記のほか、自己株式が2,185,782株あります。

フィデリティ投信株式会社から、2017年5月10日付で、2017年4月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、当該報告書に記載の保有株式数及び2018年9月30日現在の発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する割合は以下のとおりであります。

(氏名又は名称)

フィデリティ投信株式会社

(住所)

東京都港区六本木七丁目7番7号

(保有株券等の数)

6,096,900株

(発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合)

6.76%

みずほ証券株式会社から、2018年10月5日付で、2018年9月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、当該報告書に記載の保有株式数及び2018年9月30日現在の発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する割合は以下のとおりであります。

(氏名又は名称)

みずほ証券株式会社

(住所)

東京都千代田区大手町1丁目5番1号

(保有株券等の数)

100,400株

(発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合)

0.11%

(氏名又は名称)

アセットマネジメントOne株式会社

(住所)

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

(保有株券等の数)

3,652,600株

(発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合)

4.05%

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
船山 雅史	公認会計士													
ブライアン ネルソン	他の会社の出身者													
大原 慶子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船山 雅史		[重要な兼職の状況] 船山公認会計士事務所 代表 株式会社FPG信託 取締役	【社外取締役として選任した理由】 同氏の有する大手監査法人及び大手金融機関におけるプライベートバンキング業務における豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営に活用するため、社外取締役として選任しております。 【独立役員として指定した理由】 同氏は当社と特別な利害関係はなく、取引所の定める独立性基準において問題とされる事項もないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

ブライアン ネルソン	[重要な兼職の状況] ウェザリー・ジャパン株式会社 共同創業者兼取締役 BNC株式会社 共同創業者兼代表取締役社長	【社外取締役として選任した理由】 同氏の有する市場調査やWEBマーケティングを行う国内外の企業経営に携わったことにより、グローバルな視点とインターネットを活用したマーケティングに関する幅広い知見を、当社の経営に活用するため、社外取締役として選任しております。 【独立役員として指定した理由】 同氏は当社と特別な利害関係はなく、取引所の定める独立性基準において問題とされる事項もないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
大原 慶子	[重要な兼職の状況] なし	【社外取締役として選任した理由】 同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と国際企業法務に関する専門的かつ高度な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で職務を遂行できると判断し、社外取締役として選任しております。 【独立役員として指定した理由】 同氏は当社と特別な利害関係はなく、取引所の定める独立性基準において問題とされる事項もないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との面談・報告等を通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。また内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安田 正敏	他の会社の出身者													
吉利 友克	他の会社の出身者													
常峰 仁	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 正敏		[重要な兼職の状況] 株式会社FPG証券 監査役	【社外監査役として選任した理由】 同氏の有する豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を、当社の監査業務に発揮して戴くため、社外監査役として選任しております。 【独立役員として指定した理由】 同氏は当社と特別な利害関係はなく、取引所の定める独立性基準において問題とされる事項もないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
吉利 友克		[重要な兼職の状況] 株式会社FPG信託 監査役	【社外監査役として選任した理由】 同氏の有する豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を、当社の監査業務に発揮して戴くため、社外監査役として選任しております。 【独立役員として指定した理由】 同氏は当社と特別な利害関係はなく、取引所の定める独立性基準において問題とされる事項もないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
常峰 仁			【社外監査役として選任した理由】 同氏の有する豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を、当社の監査業務に発揮して戴くため、社外監査役として選任しております。 【独立役員として指定した理由】 同氏は当社と特別な利害関係はなく、取引所の定める独立性基準において問題とされる事項もないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の業績向上へのインセンティブを高めるために導入いたしました。2008年9月の付与を最後に、以後は新たに付与したストック・オプションはありません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2008年9月に業績向上へのインセンティブを高めるため、当社の取締役、監査役、従業員等にストック・オプションを付与しましたが、本書提出日現在で、ストック・オプションの権利を保有している者はありません。

また、2018年3月には、当社および当社子会社の従業員を対象に自社株報酬制度を導入し、従業員63名に対して譲渡制限付株式 (Restricted Stock) を付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況 [更新](#)

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬 (2018年9月期)

取締役に支払った報酬 148百万円

監査役に支払った報酬 22百万円

合計 171百万円 (うち社外役員に対する報酬 47百万円)

なお、報酬等の総額が1億円以上の役員については、有価証券報告書にて個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、年額500百万円以内 (うち社外取締役分年額50百万円以内であり、使用人分の給与は含まれません)。と決議いただいております。当社は、個々の取締役の報酬等の額の決定に関して定量的な基準は設けていませんが、会社の業績及び個々の取締役の業務執行状況を総合的に勘案して、最終的には株主総会で承認された報酬の限度内で、過半数が独立社外取締役で構成される取締役会にて決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して必要な報告・連絡については、常勤監査役、経営企画部長、経理部長等が適宜実施し、情報格差が生じないサポート体制を構築しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

当社には相談役・顧問の制度はございません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、執行役員制度を導入し、個々の分野の業務執行は、取締役会が選任する執行役員が担当し、取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定と、業務執行の監督に注力する体制とすることで、意思決定の迅速化と、業務執行機能強化による経営の効率化を図っております。

< 取締役会及び執行役員会 >

取締役会は、本書提出日現在、5名の取締役から構成されております。取締役会は、毎月1回、または必要に応じて適時に開催しております。また、経営の透明性・公正性を確保し、高度な専門能力が必要となる金融分野での成長を実現するため、企業経営や金融分野に精通した社外取締役3名を選任しており、5名の取締役のうち、社外取締役が過半を超えております。

執行役員は、本書提出日現在、8名選任しており、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた

権限及び責任の範囲で自己の職務を執行するとともに代表取締役が兼任する代表執行役員が議長を務める執行役員会を必要に応じて開催しております。

< 監査役会 >

監査役会は、本書提出日現在3名の監査役から構成されております。このうち常勤監査役は1名であります。監査役会は、最低月1回、また必要に応じて適時に開催しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施し、取締役の業務執行の監査及び監視を行っております。また、監査機能の一層の強化を図るため、知識・経験を豊富に有する社外監査役3名を選任しております。

< 内部監査室 >

内部監査室は、代表取締役社長直轄の他の組織から独立した組織としており、専任担当者2名を配置し、当社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性を評価しております。

< 会計監査人 >

EY新日本有限責任監査法人を選任しております。

< その他 >

コンプライアンスの徹底を図るため、代表執行役員が委員長を務めるコンプライアンス委員会を開催しております。また、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速対応の体制を強化するため、代表執行役員が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を開催しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度を導入し、個々の分野の業務執行は、取締役会が選任する執行役員が担当し、取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定と、業務執行の監督に注力する体制とすることで、意思決定の迅速化と、業務執行機能強化による経営の効率化を図っております。

取締役会については、取締役5名のうち、3名を社外取締役とすることで、取締役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。

また、当社は、監査役が、取締役の業務執行の監査を行う体制が、経営の健全性・透明性を高める観点から、最も適切であると考えて、監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役会については、監査役3名について、全員を社外監査役とし、取締役の職務の執行について、適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・法定期日よりも3営業日以上早く発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	・多くの株主の方が参加できるように集中日を回避して開催することに努めております。
電磁的方法による議決権の行使	・2016年12月21日開催第15期定時株主総会より、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にて電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・2016年12月21日開催第15期定時株主総会より、機関投資家の皆様に対して、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からの電磁的方法による議決権行使を可能といたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	・現在は提供しておりませんが、海外投資家比率等を踏まえつつ検討してまいります。
その他	・当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに招集通知、法令及び定款に基づくインターネット開示事項(連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表)を招集通知の発送日前に掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社ではディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しています。 <a href="https://www.fpg.jp/ir/disclosure.html">https://www.fpg.jp/ir/disclosure.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・定期的に証券会社、IR支援会社等が主催する説明会に参加しています。 ・2018年9月期は証券会社主催の説明会に2回参加し、会社概要、ビジネスモデル、財務内容等につき説明を行いました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・本決算及び第2四半期決算発表後の年2回開催しております。 ・定期的に開催される証券会社主催のsmallミーティングに参加しております。 ・アナリスト・国内機関投資家の定期的な個別のIR取材に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・国内で定期的に行われている証券会社主催の海外投資家向けIRカンファレンスに参加しております。 ・海外機関投資家の定期的な個別のIR取材に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算情報、決算情報以外の適時開示資料、PR資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会の招集通知、株主通信、アニュアルレポート等の情報を掲載しております。 <a href="https://www.fpg.jp/ir/index.html">https://www.fpg.jp/ir/index.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署は、経営企画部であります。 ・IR担当役員として、経営企画部担当執行役員が任命されております。 ・経営企画部にはIR担当者がおります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・全ての関係者を尊重し、十分なコミュニケーションを図ることをFPGグループコンプライアンス・ポリシーの中の行動規範で規定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>・CSR活動の一環として、世界を舞台に活躍する若手アスリートを応援するため、2017年4月より卓球日本代表張本智和選手の支援を開始いたしました。今後も、CSR活動の推進に努めてまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>・FPGグループ コンプライアンス・ポリシーにおいて、信頼性のある財務報告を行うとともに、適切なタイミングで情報開示を行うことにより、顧客、株主、資金提供者等の全ての関係者の信頼と支持を得られるように努めることを定めております。</p> <p>・内部者情報の取扱いにつきましては、FPGグループ内部者取引防止規程、個人情報保護基本規程等に基づく適正な管理を行っております。</p>
<p>その他</p>	<p>・当社の事業内容及び現況を投資家その他関係者に理解して戴くために積極的なIR活動に努めております。</p> <p>・女性社員の活躍支援については、営業部門を主体に積極的に採用を行っており、管理職である部長職及び副部長職に登用するなど、引き続き活躍できる職場環境の整備に努めております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に定めある「FPGグループ コンプライアンス・ポリシー」を法令遵守及び倫理維持の基本方針とし、取締役及び使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守及び推進を求める。

取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため設置するコンプライアンス委員会を通じて、定期的にコンプライアンス態勢を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社は、取締役及び使用人の職務の執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役及び内部監査室は連携し、定期的に、その遵守体制の有効性の検証を行う。また、内部通報制度を設置し、不祥事、コンプライアンス上疑義ある行為等について通報窓口を設置し、早期発見と是正を図る。コンプライアンス違反者に対しては、「社員就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

複数名の社外取締役を置くことにより、取締役及び使用人の職務執行に対する監督機能の強化を図る。

既に定めある「FPGグループ コンプライアンス・ポリシー」の反社会的勢力に対する基本方針に基づき要領等に明文化し周知徹底を図り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、警察、弁護士等とも連携して毅然とした態度で組織的に対応する。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。

コンプライアンス統括部門を強化し、法務部との連携を図りながら、当社の事業に適用される法令、金融庁の監督指針等の最新の内容を正確に把握し、法改正に応じて所要の規程改定を行い、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法令遵守態勢を整備する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に際しては、既に定めある「取締役会規程」及び「執行役員規程」に基づき取締役会議事録、執行役員会議事録等の文書（電磁的情報を含む）・記録の作成、保存及び管理を適正に行う。

監査役及び内部監査室は連携し、定期的に情報の保存及び管理について、監査を行う。

個人情報、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重かつ適切に管理する。

取締役及び執行役員は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従って適時かつ適切に開示する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制については、既に定めある「FPGグループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント最高責任者、リスクマネジメント統括部門およびリスクマネジメント委員会の設置等により、総合的に整備する。

当社の主要リスクを、在庫リスク、レピュテーションリスク、流動性リスク、ビジネスリスク、オペレーショナルリスク、グループ会社におけるリスク、として定め、報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、主要リスクの見直しを含めて管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

自然災害、パンデミック、社会インフラ停止等の緊急災害時の対応について、「FPGグループ緊急災害時対策規程」に基づき、行動原則および安全確保の原則を定め、防災計画の策定等の防災管理体制の整備および発生時の対策本部設置等の対応体制の整備を行う。大規模災害や新型インフルエンザの流行等の当社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、未然に防止する。万一、当社に著しい損害を及ぼす災害が発生した場合には対応として、事業への損害、業務の中断を最小限にとどめるために、あらかじめ「FPGグループ事業継続計画（BCP）」を策定し、事業継続態勢の実効性向上を図る。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の意思決定の迅速化・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を法令に反しない範囲で執行役員会又は各執行役員に委譲する。各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限及び責任の範囲で、自己の職務を執行する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行い、相互に職務執行を監督する。取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

取締役及び執行役員による効果的な業務運営を確保するため、取締役は「取締役会規程」に基づき、また、執行役員は「執行役員規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき、その職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の適切かつ効率的な運営を図る。

取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役及び使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

前各号の業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室による内部監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、毎年、これらの体制を検証する。

取締役は、必要と認める場合は、当社の費用において、弁護士、公認会計士等の外部の専門家から助言を受けることができる。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社において、当社グループの経営方針に従った適正な業務運営及び当社による実効性のある管理が行われるよう、「関係会社管理規程」を制定し、もって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告が適時に行われる体制を整備する。

当社は、子会社の取締役に当社取締役又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の財務報告の適正性を確保するための体制を整備・運用せしめ、その業務の状況を当社が監視し、もって、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。特に、重要な事項については、当社の執行役員会での審議または取締役会への付議を行う。

当社は、「FPGグループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク管理を行い、子会社のリスク管理体制の整備・充実を図る。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人

数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

(7)前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により設置される監査役を補助すべき使用人の独立性を確保し、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保するため、使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事(異動、評価、懲戒等)に関しては、代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

(8)監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、執行役員会及び子会社におけるそれらを含めた重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、意見を述べるができる。

監査役には当社及び子会社の主要な稟議書その他社内的重要書類を回付し、又は、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出し、閲覧に供する。

監査役は、定期的に代表取締役との監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等に関する意見交換会を開催する他、必要に応じて当社の他の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人からその業務及び財産の状況等に関する報告・説明を受けることができる。

当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する事項又は著しく不当な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役は、内部監査室の監査報告を受ける。

前各号に定める他、当社は、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制を確保するため、当社及び子会社の関係社内規程において報告の仕組みを整備する。

当社は、本項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するため、当社及び子会社の関係社内規程にその旨明記する。

(9)監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに支払う。

(10)その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び執行役員は、監査役職務の職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」及び毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役職務の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役職務の環境整備、実効性確保に努める。

監査役が必要と認めるときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、各部室店所に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

代表取締役は、監査役が、子会社の監査役と連携した監査役会の実施、子会社への監査結果の報告、子会社の代表者との意見交換等を行うよう努める。

監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。また、監査役、会計監査人及び内部監査室との間で、三様監査連絡会を開催する。

監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家から助言を受けることができる。なお、これに伴い生ずる費用又は債務の処理は、前項に定める方針に従う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としています。また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、外部専門機関との連絡体制を築いた上で反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備します。整備状況は以下のとおりです。

(1)コンプライアンス部を反社会的勢力対応の統括部門とし、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に係る重要な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告しています。また、コンプライアンス部長を「不当要求防止責任者」に選任し届け出ております。

(2)警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、必要な情報を収集・交換する体制を整備しております。

(3)反社会的勢力に対する基本方針を「FPGグループコンプライアンス・ポリシー」の中の行動規範に規定するとともに「反社会的勢力排除関連要領」、「反社会的勢力(発生時)マニュアル」を整備し、各部門からの情報の報告体制や対応策を構築しています。

(4)反社会的勢力への対応をコンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて周知に努めています。

(5)反社会的勢力への対応に関する基本方針を以下のとおり定め、当社ホームページにおいて公表しております。

反社会的勢力とは一切関係もちません。

反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等社外専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

反社会的勢力への資金・経済的利益の提供又は事業を隠匿するための裏取引を絶対に行いません。

反社会的勢力による不当要求に対応する役員及び社員の安全を確保します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備

(1)適時開示に係る基本方針

当社は会社情報については、取引所の適時開示規則その他関連する法令・規則等に従い、上場会社として適時・適切に株主、投資家、その他利害関係者に開示していく方針であります。

(2)適時開示に係る社内体制

当社は、FPGグループ 内部者取引防止規程を定め、重要事実の管理・対外的な公表の方法について定めております。同規程では、役職員が把握した重要事実は全て情報管理責任者であるコンプライアンス部担当執行役員に報告される体制となっております。コンプライアンス部担当執行役員は、代表執行役員と協議の上、取引所の開示規則等に従い、適時開示の要否を判断します。適時開示の要否を判断します。適時開示の手続きは、経理部が担当しており、取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて行うほか、当社ホームページへの掲載により広く周知を行うように努めております。

## コーポレート・ガバナンス体制の概要

